

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年1月20日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和2年9月9日 午後6時00分頃

2 事故発生の場所

つくば市真瀬2817番地先

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方所有車両が市道5-4518号線を小貝川方面から真瀬小学校方面に向かって走行中に橋梁端部に段差が3cm程度あり、橋梁全体も10cm程度隆起している状態であったため、バンパーが外れ、エンジン、ク

ーラー及び右タイヤを破損させたもの。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金102,104円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。